

指宿市立指宿商業高等学校 いじめ防止基本方針

学校教育目標

生徒一人ひとりの能力・適正・個性を重視し、「和敬・奉仕・根性」の校訓を基本理念とし、幅広い教養と豊かな人間性を培い、時代の要請や地域貢献の期待に応える有為な人材を育成する。

【家庭・地域との連携】

- ・ P T A 総会
(学年・学級 P T A)
- ・ P T A 各種委員会
- ・ おやじ会
- ・ 西中校区四小中高 P T A
- ・ 揖宿地区四高校 P T A 連絡協議会

【いじめ防止等対策委員会】

- 目的
学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、組織的に適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。
- 内容
 - ・ いじめ防止基本方針及び年間計画の作成と実行、見直し
 - ・ いじめに関する相談や通報への対応
 - ・ いじめの判断と情報収集
 - ・ いじめ事案への対応検討と決定、報告
- 組織構成
校長，教頭，事務長，生徒指導主任，保健主任，教務主任，学年主任，養護教諭，教育相談係，（関係正副担任），スクールカウンセラー，その他必要に応じた関係者及び外部専門家

【関係機関との連携】

- ・ 指宿市教育委員会
- ・ 指宿市地域福祉課
- ・ 県児童相談所
- ・ 県総合教育センター
- ・ 指宿警察署
(岩本駐在所)

「いじめの定義」

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 教育活動の重点目標心の教育の推進に努め、他人に対する思いやりや人権を尊重する精神、態度の育成に努める。

<いじめの防止>

いじめはどの生徒にも起こりうるということから、全ての生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

- 授業づくり・集団づくり
 - ・ わかる授業の実践
 - ・ 規律正しい態度の育成
 - ・ 授業や学校行事への主体的参加と活躍できる場づくり
 - ・ 部活動の活性化
- いじめを許さない雰囲気づくり
 - ・ 学級経営やホームルーム活動を通じた生徒指導
 - ・ 教職員の共通理解のための職員研修等の実施

- 生徒指導体制
 - ・ 生徒指導係会
(毎週)
 - ・ いじめ防止等対策委員会（年度初めと学期末、いじめが疑われた時）

- 相談体制
 - ・ 三者面談
(年度初め，夏休み)
 - ・ 教育相談（年4回）
 - ・ 個別面談（随時）
 - ・ S C によるカウンセリング
(年12回)

<いじめの早期発見>

いじめは大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、軽視することなく、積極的に認知する。

- ・ いじめに気付く
- ・ 相談体制の充実
- ・ 早期発見のための定期的なアンケート調査
- ・ 教職員間の連携，家庭や地域との連携や情報交換

- 早期発見のための調査
 - ・ いじめ実態調査
(年6回)
 - ・ 出席状況・指導状況調査（年5回）
 - ・ 諸検査
(1・2年生)

<いじめに対する措置>

いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止等対策委員会を中核として、速やかに組織的に対応する。

- ・ 該当生徒，保護者からの事実確認
- ・ いじめられた生徒（保護者）の安全確保及び支援
- ・ いじめた生徒への指導（保護者への助言）及び支援
- ・ いじめが起きた集団への働きかけ
- ・ 重大事態への対処

- 職員研修の重点
 - ・ いじめに対する共通認識
 - ・ 教育相談
 - ・ 人権同和教育
 - ・ S C との連携